

船舶設備規程等の一部を改正する省令案新旧対照条文

船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）
船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）
船舶復原性規則（昭和三十一年運輸省令第七十六号）
危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）
船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）
船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）
船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）
海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）
海上汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）
船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）

○船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（定義）

第二条 （略）

2～5 （略）

6 この省令において「極海域航行船」とは、外洋航行船（総トン数五〇〇トン以上の船舶安全法施行規則第一条第二項第二号の船舶（自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）であつて極海域（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一の五に掲げる南極海域又は北極海域をいう。以下同じ。）を航行するものをいう。

（適用免除）

第五条 （略）

2 極海域航行船であつて公用に供するものについては、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、この省令の規定のうち極海域航行船に関する規定は、適用しない。

（船員室の定員）

第一百十五条の七 （略）

2 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする旅客船以外の船舶（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。）の船員室の定員は、一人とする。ただし、総トン数三〇〇トン未満の船舶については、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、当該船員室の定員を二人とすることができる。

3～5 （略）

（定義）

第二条 （略）

2～5 （新設）

（適用免除）

第五条 （略）

（新設）

（船員室の定員）

第一百十五条の七 （略）

2 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする旅客船以外の船舶（総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。）の船員室の定員は、一人とする。ただし、総トン数三〇〇トン未満の船舶の船員室の床面積が七平方メートル以上である場合は、当該船員室の定員は、一人とすることができる。

3～5 （略）

(船橋からの視界等)

第一百十五条の二十三の三 (略)

2 極海域航行船及び全長五五メートル以上の船舶の船橋に設ける窓は、告示で定める要件に適合するものでなければならぬ。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

3 極海域航行船 (極海域のうち厚さ〇・三メートル以上の海水がある海域を航行するように設計されたものに限る。) の船橋は、全閉囲型船橋 (船橋から暴露部へ直接至る出入口を有しない船橋をいう。第百四十六条の二十八において同じ。) としなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

(着氷除去設備)

第一百十五条の三十三 極海域航行船には、船舶の着氷を除去又は船舶への着氷を防止するための設備を備えなければならない。

(極海域航行船の非常用生存設備)

第一百二十二条の十四 極海域航行船には、告示で定める要件に適合する非常用生存設備を備えなければならない。

(極海域航行船のせん光灯及び音響信号装置)

第一百四十六条の五 極海域航行船であつて碎氷船 (主として海氷がある海域において碎氷作業に従事する船舶をいう。次項において同じ。) の支援を受けるものについては、灯光等について告示で定める要件に適合する紅色のせん光灯を後方から視認できる位置に備えなければならない。

2 極海域航行船 (碎氷船に限る。) には、機能等について告示で定め

(船橋からの視界等)

第一百十五条の二十三の三 (略)

2 全長五五メートル以上の船舶の船橋に設ける窓は、告示で定める要件に適合するものでなければならぬ。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、用途及び航行区域を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

(新設)

(新設)

第一百四十六条の五及び第一百四十六条の六 削除

る要件に適合する音響信号装置を備えなければならない。

第一百四十六条の六 削除

(極海域航行船の探照灯)

第一百四十六条の八 極海域航行船には、機能等について告示で定める要件に適合する二以上の探照灯を備えなければならない。ただし、当該船舶の航海の様様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(ジャイロコンパス)

2 | 第百四十六条の二十 総トン数五〇〇トン以上の船舶（平水区域を航行区域とするもの及び極海域航行船を除く。）には、機能等について告示で定める要件に適合するジャイロコンパス及びジャイロ・レピータを備えなければならない。

と極海域航行船には、機能等について告示で定める要件に適合する二以上のジャイロコンパス及びジャイロ・レピータを備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えない認める場合には、この限りでない。

八〇四三

第一百四十六条の二十の二 極海域航行船（北緯八十度以北の海域又は南緯八十度以南の海域を航行するものに限る。）には、機能等について告示で定める要件に適合する衛星コンパスを備えなければならない。

(音響測深機)

第一百四十六条の二十三 総トン数三〇〇トン未満の旅客船（極海域航行船を除く。）及び総トン数三〇〇トン以上の船舶であつて二時間限定沿海船等以外のもの（極海域航行船を除く。）には、機能等について

第一百四十六条の八 削除

(ジャイロコンパス)

第一百四十六条の二十 総トン数五〇〇トン以上の船舶（平水区域を航行区域とするものを除く。）には、機能等について告示で定める要件に適合するジャイロコンパス及びジャイロ・レピータを備えなければならぬ。

(新設)

21

(新設)

(音響測深機)

第一百四十六条の二十三 総トン数三〇〇トン未満の旅客船及び総トン数三〇〇トン以上の船舶であつて二時間限定沿海船等以外のものには、機能等について告示で定める要件に適合する音響測深機を備えなければ

告示で定める要件に適合する音響測深機を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

2 極海域航行船には、機能等について告示で定める要件に適合する二以上の音響測深機を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(音響受信装置)

第一百四十六条の二十八 全閉型船橋を有する船舶には、機能等について告示で定める要件に適合する音響受信装置を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(浸水警報装置)

第一百四十六条の四十八の二 (略)

一 (略)

二 総トン数五〇〇トン以上の船舶（旅客船及び船舶安全法施行規則

第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第一号の船舶にあっては自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）であつて船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第二条第十項の船の長さが八〇メートル未満（平成十年七月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、一〇〇メートル未満）であり、かつ、单一の貨物倉を有するもの（当該貨物倉の船側部分の全體にわたり当該貨物倉と船側外板との間に内底板から乾舷甲板（船舶区画規程第二条第八項に規定する乾舷甲板をいう。）まで達する水密区画を有する船舶及び船舶区画規程第百十五条の規定により浸水警報装置を備える船舶を除く。）

ばならない。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(新設)

(音響受信装置)

第一百四十六条の二十八 全閉型船橋（船橋から暴露部へ直接至る出入口を有しない船橋をいう。）を有する船舶には、機能等について告示で定める要件に適合する音響受信装置を備えなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(浸水警報装置)

第一百四十六条の四十八の二 (略)

一 (略)

二 総トン数五〇〇トン以上の船舶（旅客船及び船舶安全法施行規則

第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあっては自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）であつて船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第二条第九項の船の長さが八〇メートル未満（平成十年七月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、一〇〇メートル未満）であり、かつ、单一の貨物倉を有するもの（当該貨物倉の船側部分の全體にわたり当該貨物倉と船側外板との間に内底板から乾舷甲板（船舶区画規程第二条第七項に規定する乾舷甲板をいう。）まで達する水密区画を有する船舶及び船舶区画規程第百十五条の規定により浸水警報装置を備える船舶を除く。）

(流氷等に関する情報の把握)

第一百四十六条の四十九の二 極海域航行船には、流氷その他の海水に関する情報を把握するために必要な措置を講じなければならない。

(性能)
第一百七十七条 (略)

3 | 2 (略)
極海域航行船の暴露部に設置する電気機械及び電気器具は、低温によりその性能に支障を生じないものでなければならぬ。ただし、当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合は、この限りでない。

(水密戸開閉装置等)
第二百八十七条 (略)

2 | 3 (略)
4 前三項の装置に使用する電気機械及び電気器具並びに電路のうち、隔壁甲板（船舶区画規程第二条第七項の隔壁甲板をいう。）より下方に設ける部分は、管海官庁が適当と認める防水措置を施したものでなければならない。

(新設)

2 (新設)
第一百七十七条 (略)

(水密戸開閉装置等)
第二百八十七条 (略)

2 | 3 (略)
4 前三項の装置に使用する電気機械及び電気器具並びに電路のうち、隔壁甲板（船舶区画規程第二条第六項の隔壁甲板をいう。）より下方に設ける部分は、管海官庁が適当と認める防水措置を施したものでなければならない。

改 正 案

現 行

目次

第一編 (略)

第二編 旅客に関する規定

第一章～第五章 (略)

第六章 二重底等 (第六十五条～第六十八条)

第七章～第十章 (略)

第三編 貨物船に関する規定

第一章～第五章 (略)

第六章 二重底等 (第一百二条の十六)

第七章～第九章 (略)

第四編～第六編 (略)

(定義)

第二条 (略)

2 この省令において「タンカー」とは、その貨物倉の大部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶（専らばら積みの油、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第二号に規定する油をいう。第六十六条において同じ。）以外の貨物の輸送の用に供されるものを除く。」をいう。

3～5 (略)

6 この省令において「極海域航行船」とは、船舶設備規程第二条第六項に規定する極海域航行船であつて、極海域（同項に規定する極海域をいう。以下同じ。）のうち厚さ〇・三メートル以上の海水がある海域を航行するように設計されたものをいう。

7～21 (略)

目次

第一編 (略)

第二編 旅客に関する規定

第一章～第五章 (略)

第六章 二重底 (第六十五条～第六十八条)

第七章～第十章 (略)

第三編 貨物船に関する規定

第一章～第五章 (略)

第六章 二重底 (第一百二条の十六)

第七章～第九章 (略)

第四編～第六編 (略)

(定義)

第二条 (略)

2 この省令において「タンカー」とは、その貨物倉の大部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶（専らばら積みの油、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第二号に規定する油をいう。）以外の貨物の輸送の用に供されるものを除く。」をいう。

3～5 (略)

6～20 (新設) (略)

(新設) (適用の特例)
第二編 旅客船に関する規定

(新設) 第十一条の四 (略)

(新設) 2 (略)

(新設) (最大搭載人員が三十六人以上の旅客船の損傷時の復原性)

第四十二条 最大搭載人員が三十六人以上の旅客船は、第四十条に定め
るところによるほか、第四十四条に規定する損傷を受け、浸水した場
合において、第四十条第二項に規定するSiが○・九以上となるような
区画配置としなければならない。

に限る。) 及び第三項(第三号に係る部分に限る。)に規定する損傷を受け、浸水した場合において、第四十条第二項に規定するSiが一となるような区画配置としなければならない。

(損傷範囲の想定)

第四十四条 想定する損傷の最小範囲は、次に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一～三 (略)

四 極海域航行旅客船

イ 縦方向の範囲

最大氷海喫水線長さの百分の四・五(最大氷海

喫水の水平面における船体の最広部の船体横断面から船尾方向の損傷については、最大氷海喫水線長さの百分の一・五)の長さ

ロ 横方向の範囲 外板から直角に測つた距離が〇・七六メートル

に等しい箇所まで

ハ 垂直方向の範囲 イに掲げる長さ又は最大氷海喫水の百分の二

十のうちいずれか小さい長さ

(略)

3 2 第一項の規定による損傷は、次に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める箇所に発生することを想定するものとする。

一 最大搭載人員が四百人以上の旅客船にあつては、船側外板に沿つた全ての位置

二 (略)

三 極海域航行旅客船にあつては、キール線から最大氷海喫水の百分の百二十までの外板に沿つた全ての位置

第六章 二重底等
(貨物倉の保護)

第六十六条 極海域航行旅客船に設置されるばら積みの油の輸送のための構造を有する貨物倉は、船舶の外板から直角に測つた距離がいづれ

(損傷範囲の想定)

第四十四条 想定する損傷の最小範囲は、次に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一～三 (略)

(新設)

四 極海域航行旅客船

イ 縦方向の範囲

最大氷海喫水線長さの百分の四・五(最大氷海

喫水の水平面における船体の最広部の船体横断面から船尾方向の損傷については、最大氷海喫水線長さの百分の一・五)の長さ

ロ 横方向の範囲 外板から直角に測つた距離が〇・七六メートル

に等しい箇所まで

ハ 垂直方向の範囲 イに掲げる長さ又は最大氷海喫水の百分の二

十のうちいずれか小さい長さ

(略)

3 2 第一項の規定による損傷は、次に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める箇所に発生することを想定するものとする。

一 最大搭載人員が四百人以上の旅客船にあつては、船側外板に沿つたすべての位置

二 (略)

(新設)

第六章 二重底

第六十六条 削除

の箇所においても〇・七六メートル以上の位置に設けなければならぬ。

第三編 貨物船に関する規定

第三編 貨物船に関する規定

(適用)

第一百二条の二 この編の規定（第一百二条の十六第二項の規定を除く。）は、総トン数五百トン以上の貨物船（推進機関及び帆装を有しない船舶を除く。）に、同項の規定は、貨物船に適用する。

第一百二条の三 (略)

2 前項及び前条の規定にかかわらず、船の長さが八〇メートル未満の貨物船（極海域航行船を除く。）にあつては、第一百二条の四第一項で準用する第二十八条第一項及び第三項から第六項までの規定並びに第一百二条の四第二項、第一百二条の五、第一百二条の六、第一百二条の十の二及び第一百二条の十三から第一百二条の十三の七までの規定並びに第六章から第九章までの規定を除き、この編の規定は、適用しない。

3 第一項及び前条の規定にかかわらず、船の長さが八〇メートル未満の貨物船（極海域航行船に限る。）にあつては、第一百二条の四第一項で準用する第二十八条第一項及び第三項から第六項までの規定並びに第一百二条の四第二項、第一百二条の五、第一百二条の六、第一百二条の七の二から第一百二条の九の二まで、第一百二条の十の二及び第一百二条の十三から第一百二条の十三の七までの規定並びに第六章から第九章までの規定を除き、この編の規定は、適用しない。

(極海域航行貨物船の損傷時の復原性)

第一百二条の七の二 第四十二条の二の規定は、極海域航行船であつて貨物船であるもの（第一百二条の八の二及び第一百二条の十六第二項において「極海域航行貨物船」という。）の損傷時復原性について準用する

(適用)

第一百二条の二 この編の規定は、総トン数五百トン以上の貨物船（推進機関及び帆装を有しない船舶を除く。）に適用する。

第一百二条の三 (略)

2 前項及び前条の規定にかかわらず、船の長さが八〇メートル未満の貨物船にあつては、第一百二条の四第一項で準用する第二十八条第一項及び第三項から第六項までの規定並びに第一百二条の五、第一百二条の六、第一百二条の十の二及び第一百二条の十三から第九章までの規定を除き、この編の規定は、適用しない。

(新設)

(新設)

(損傷範囲の想定)

第一百二条の八の二 第四十四条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、極海域航行貨物船の損傷範囲の想定について準用する。

第六章 二重底等

(二重底等に関する規定の準用)

第一百二条の十六 第二編第六章の規定（第六十六条の規定を除く。）は、貨物船（ばら積みの引火性の液体貨物の輸送の用に供される船舶を除く。次項において同じ。）の二重底について準用する。

2) 第六十六条の規定は、極海域航行貨物船及び極海域を航行する総トン数五百トン未満の貨物船（極海域のうち厚さ〇・三メートル以上の海水がある海域を航行するように設計されたものに限る。）の貨物倉について準用する。

第四編 タンカーに関する規定

(損傷範囲の想定)

第一百九条 (略)

2・3 (略)

4) 第四十四条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、極海域航行船であつてタンカーであるものの損傷範囲の想定について準用する。

第五編 漁船に関する規定

(準用規定)

第一百十二条の三 第三編第二章から第九章までの規定（第一百二条の七の二及び第一百二条の八の二の規定を除く。）は、漁船について準用する。

(新設)

第六章 二重底

(二重底に関する規定の準用)

第一百二条の十六 第二編第六章の規定は、貨物船（ばら積みの引火性の液体貨物の輸送の用に供される船舶を除く。）の二重底について準用する。

(新設)

第四編 タンカーに関する規定

(損傷範囲の想定)

第一百九条 (略)

2・3 (略)

(新設)

第五編 漁船に関する規定

(準用規定)

第一百十二条の三 第三編第二章から第九章までの規定は、漁船について準用する。

改 正 案

第一章 総則
(適用の特例)

第二条の二 極海域航行船（船舶設備規程第二条第六項に規定する極海域航行船をいう。以下この条及び第十条の二において同じ。）であつて公用に供するものについては、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、この省令の規定のうち極海域航行船に関する規定は、適用しない。

(着氷の影響)

第十条の二 極海域航行船の復原性に関する事項の計算においては、着氷による影響を考慮しなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

(新設)

現 行

○危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

目次

第一編 総則（第一条～第五条の三）

第二編（第六編）（略）

附則

目次

第一編 総則（第一条～第五条の二）

第二編（第六編）（略）

附則

第一編 総則
(適用の特例)

第五条の三の三 極海域航行船（船舶設備規程（昭和九年遞信省令第六号）第二条第六項に規定する極海域航行船をいう。以下この条、第二百四十六条第五項及び第三百十三条第五項において同じ。）であつて公用に供するものについては、船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が差し支えないと認める場合に限り、この省令の規定のうち極海域航行船に関する規定は、適用しない。

（新設）

（船舶消防設備規則の適用の特例）

第一百六十七条 船舶消防設備規則の規定（同令第五十七条第一項、第六十三条及び第六十四条の三の規定を除く。）の適用については、液化ガスばら積船は、同令第一条の二第一項の第三種船とみなす。

（船舶消防設備規則の適用の特例）

第一百六十七条 船舶消防設備規則の規定（同令第五十七条第一項及び第六十三条の規定を除く。）の適用については、液化ガスばら積船は、同令第一条の二第一項の第三種船とみなす。

（浸水区画室の浸水率）

第二百四十四条 浸水率（船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第二条第二十一項の浸水率をいう。以下同じ。）は、船倉区域については九十五（船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が船舶の構造を考慮して差し支えないと認める場合を除く。）、液体以外の貨物及び貯蔵品を積載する場所については六十、居住に充てる場所について

（浸水区画室の浸水率）

第二百四十四条 浸水率（船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第二条第二十項の浸水率をいう。以下同じ。）は、船倉区域については九十五（船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が船舶の構造を考慮して差し支えないと認める場合を除く。）、液体以外の貨物及び貯蔵品を積載する場所については六十、居住に充てる場所について

ては九十五、機関に充てる場所については八十五、空所については九十五、液体を入れる場所については零から九十五までの間の値であつて船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が適當と認めるものとする。

2 (略)

(損傷範囲の想定)

第二百四十六条 (略)

2 (略)

(損傷範囲の想定)

第二百四十六条 (略)

一 船の長さが百五十メートル以下のタイプ二G船（最大許容設定圧力が〇・七メガパスカル以上及び貨物格納設備の設計温度が摂氏零下五十五度以上で設計された第百七十二条第二項の独立型タンクで貨物を運送するタイプ二G船（以下「タイプ二PG船」という。）を除く。）機関室区域（船舶区画規程第二条第十八条の機関室区域をいう。以下同じ。）を仕切る前後の横置隔壁

2 (略)

(略)

5 | 3 前各項に定めるもののほか、船舶区画規程第四十四条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、極海域航行船であつて液化ガスばら積船であるものの損傷範囲の想定について準用する。

3 (略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(船舶消防設備規則の規定の適用の特例)

第二百七十四条 船舶消防設備規則の規定（同令第五十七条第一項、第六十三条及び第六十四条の三の規定を除く。）の適用については、液体化学薬品ばら積船は、同令第一条の二第一項の第三種船（同令第五十三条第一項、第十三条第一項、第五十四条第一項並びに第五十六条第一項及び第二項の規定の適用にあつては、総トン数二千トン以上の第三種船）とみなす。

(船舶消防設備規則の規定の適用の特例)

第二百七十四条 船舶消防設備規則の規定（同令第五十七条第一項及び第六十三条の規定を除く。）の適用については、液体化学薬品ばら積船は、同令第一条の二第一項の第三種船（同令第五十三条第一項、第五十四条第一項並びに第五十六条第一項及び第二項の規定の適用にあつては、総トン数二千トン以上の第三種船）とみなす。

は九十五、機関に充てる場所については八十五、空所については九十五、液体を入れる場所については零から九十五までの間の値であつて船舶の所在地を管轄する地方運輸局長が適當と認めるものとする。

2 (略)

(損傷範囲の想定)

第二百四十六条 (略)

(略)

一 船の長さが百五十メートル以下のタイプ二G船（最大許容設定圧力が〇・七メガパスカル以上及び貨物格納設備の設計温度が摂氏零下五十五度以上で設計された第百七十二条第二項の独立型タンクで貨物を運送するタイプ二G船（以下「タイプ二PG船」という。）を除く。）機関室区域（船舶区画規程第二条第十七条の機関室区域をいう。以下同じ。）を仕切る前後の横置隔壁

2 (略)

(略)

(略)

(新設)

(略)

(略)

(略)

(略)

(船舶消防設備規則の規定の適用の特例)

第二百七十四条 船舶消防設備規則の規定（同令第五十七条第一項及び第六十三条の規定を除く。）の適用については、液体化学薬品ばら積船は、同令第一条の二第一項の第三種船（同令第五十三条第一項、第五十四条第一項並びに第五十六条第一項及び第二項の規定の適用にあつては、総トン数二千トン以上の第三種船）とみなす。

(損傷範囲の想定)

第三百十三条 (略)

2 (略) 4

船舶区画規程第四十四条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び
第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、極海域航行船であつ
て液体化学薬品ばら積船であるものの損傷範囲の想定について準用す
る。

(損傷範囲の想定)

第三百十三条 (略)

2 (新設) 4 (略)

改 正 案

現 行

（資料の供与）

第五十一条 船舶所有者は、次の表の上欄に掲げる船舶について、同表の下欄に掲げる資料を作成しなければならない。ただし、同表第二号の旅客船のうち、小型船舶であつて管海官庁が当該船舶の操縦性能を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

一～十三	(略)	(略)
------	-----	-----

一～十三	(略)	(略)
------	-----	-----

（資料の供与）

第五十一条 船舶所有者は、次の表の上欄に掲げる船舶について、同表の下欄に掲げる資料を作成しなければならない。ただし、同表第二号の旅客船のうち、小型船舶であつて管海官庁が当該船舶の操縦性能を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

十四 極海域 （船舶設備規程第二一条第 六項に規定する極海域をいう。以下 この項及び第六項において同じ。）	当該船舶が極海域の航行 を安全に行うために必要 な事項が記載された資料
---	---

一～十三	(略)	(略)
------	-----	-----

2・3 (略)

4 第二項の承認（安全説明書に係るもの除く。）を受けた船舶所有者は、当該資料を第一項の表第一号から第十一号まで、第十三号及び第十四号の船舶にあつては船長に、同表第十二号の船舶にあつては船長及び耐圧殻の乗員に供与しなければならない。

(略)

6 第一項の表第十四号の資料は、同号の船舶が船舶設備規程第二条第

六項に規定する極海域航行船である場合にあつては、当該船舶の極海域における航行上の制限に関する事項及び非常の際の当該船舶の安全

2・3 (略)

4 第二項の承認（安全説明書に係るもの除く。）を受けた船舶所有者は、当該資料を第一項の表第一号から第十一号まで及び第十三号の船舶にあつては船長に、同表第十二号の船舶にあつては船長及び耐圧殻の乗員に供与しなければならない。

(略)

(新設)

の確保のために必要な事項を含むものでなければならない。

(略)

法第八条の船舶の船長に供与する第一項の表第一号、第四号から第七号まで及び第十四号の資料であつて船級協会が承認したものは、管海官庁が承認したものとみなす。

(略)

第一項の表第一号、第三号から第七号まで、第十一号、第十三号及び第十四号上欄に掲げる船舶の船長は、それぞれ同表下欄に掲げる資料（同表第十一号にあつては、安全説明書を除く。）を船内に備えておかなければならぬ。

法第八条の船舶の船長に供与する第一項の表第一号及び第四号から第七号までの資料であつて船級協会が承認したものは、管海官庁が承認したものとみなす。

(略)

第一項の表第一号、第三号から第七号まで、第十一号及び第十三号上欄に掲げる船舶の船長は、それぞれ同表下欄に掲げる資料（同表第十一号にあつては、安全説明書を除く。）を船内に備えておかなければならない。

○船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

目次

第一章 総則（第一条—第四条の二）
第二章～第五章（略）
附則

第一編 総則
(適用の特例)

第四条の二 極海域（船舶設備規程第二条第六項に規定する極海域をいう。以下同じ。）を航行する船舶であつて公用に供するものについては、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、この省令の規定のうち極海域を航行する船舶に関する規定は、適用しない。

（性能）

第六条の三 極海域を航行する船舶に備え付ける救命設備は、低温によりその性能に支障を生じないのでなければならない。ただし、当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合は、この限りでない。

（イマーション・スーツ等）

第五十四条の二（略）

3 | 2 極海域を航行する第一種船には、最大搭載人員と同数のイマーショ

ン・スーツ又は保温具を備え付けなければならない。

4 | 前三項の規定により備え付けるイマーション・スーツ（極海域を航行する第一種船に備え付けるものに限る。）は、断熱性を有する材料

目次

第一編 総則（第一条—第四条）
第二章～第五章（略）
附則

（新設）

（イマーション・スーツ及び耐暴露服）
第五十四条の二（略）

2 極海域を航行する第一種船には、最大搭載人員と同数のイマーショ

ン・スーツ又は保温具を備え付けなければならない。

（新設）

で作られたものでなければならない。

5 | 管海官庁は、適當と認める程度に応じて、第一項及び第二項の規定により備え付けるイマーション・スーツ又は耐暴露服の数を減じることができることができる。

(イマーション・スーツ等)

第六十条の二 (略)

2 (略)

3 | 極海域を航行する第二種船には、最大搭載人員と同数のイマーショ

ン・スーツ又は保温具を備え付けなければならない。

4 | 前三項の規定により備え付けるイマーション・スーツ (極海域を航行する第二種船に備え付けるものに限る。) は、断熱性を有する材料で作られたものでなければならない。

5 | 第五十四条の二第五項の規定は、第一項及び第一項の規定によるイマーション・スーツ又は耐暴露服の備付けについて準用する。

(イマーション・スーツ等)

第六十六条の二 (略)

2 (略)

5 | 前各項の規定により備え付けるイマーション・スーツ (極海域を航

行する第三種船に備え付けるものに限る。) は、断熱性を有する材料で作られたものでなければならない。

(略)

7 | 第五十四条の二第五項の規定は、第一項から第四項までの規定によ

るイマーション・スーツ又は耐暴露服の備付けについて準用する。

(イマーション・スーツ)

第七十一条の二 (略)

2 | 前項の規定により備え付けるイマーション・スーツ (極海域を航行する総トン数五百トン以上の第四種船に備え付けるものに限る。) は

3 |

管海官庁は、適當と認める程度に応じて、前二項の規定により備え付けるイマーション・スーツ又は耐暴露服の数を減じることができる。

(イマーション・スーツ及び耐暴露服)

第六十条の二 (略)

2 (略)

(新設)

3 | 第五十四条の二第三項の規定は、前二項の規定によるイマーション・スーツ又は耐暴露服の備付けについて準用する。

(イマーション・スーツ及び耐暴露服)

第六十六条の二 (略)

2 (略)

(新設)

(略)

5 | 第五十四条の二第三項の規定は、第一項から第四項までの規定によるイマーション・スーツ又は耐暴露服の備付けについて準用する。

(イマーション・スーツ)

第七十一条の二 (略)

(新設)

3| 、断熱性を有する材料で作られたものでなければならない。

3| 第一項の規定により備え付けるイマーション・スーツが救命胴衣の要件に適合する場合には、前条の規定の適用については、これを救命胴衣とみなすことができる。

4| 第五十四条の二第五項の規定は、第一項の規定によるイマーション・スーツの備付けについて準用する。

(非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置)

第七十七条の二 (略)

2| 極海域を航行する第一種船等(総トン数五百トン以上の船舶及び総トン数五百トン未満の旅客船に限る。以下「極海域航行船」という。)には、当該船舶に備え付ける救命艇及び救助艇の数と同数の非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けなければならぬ。ただし、当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合は、この限りでない。

(レーダー・トランスポンダー及び捜索救助用位置指示送信装置)

第七十八条 (略)

3| 2 極海域航行船には、当該船舶に備え付ける救命艇、救命いかだ及び救助艇の数と同数のレーダー・トランスポンダー又は捜索救助用位置指示送信装置を備え付けなければならない。ただし、当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合は、この限りでない。

(持運び式双方向無線電話装置)

第七十九条 (略)

2| 極海域航行船には、当該船舶に備え付ける救命艇、救命いかだ及び救助艇の数と同数の持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。ただし、当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差

2|

3| 前項の規定により備え付けるイマーション・スーツが救命胴衣の要件に適合する場合には、前条の規定の適用については、これを救命胴衣とみなすことができる。

3| 第五十四条の二第三項の規定は、第一項の規定によるイマーション・スーツの備付けについて準用する。

(非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置)

第七十七条の二 (略)

(新設)

(レーダー・トランスポンダー及び捜索救助用位置指示送信装置)

第七十八条 (略)

(新設)

(レーダー・トランスポンダー及び捜索救助用位置指示送信装置)

第七十九条 (略)

(持運び式双方向無線電話装置)

(新設)

し支えないと認める場合は、この限りでない。

(船舶航空機間双方向無線電話装置)

第七十九条の二 第一種船及び極海域航行船には、一個の船舶航空機間双方向無線電話装置を備え付けなければならない。

(探照灯)

第八十条 (略)

2 | 極海域航行船 (第一種船及び第三種船を除く。) に備え付ける救命艇には、それぞれ一個の探照灯を取り付けなければならない。ただし、当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合は、この限りでない。

3 | (略)

(レーダー・トランスポンダー及び捜索救助用位置指示送信装置)

第九十六条 レーダー・トランスポンダー及び捜索救助用位置指示送信装置 (第七十八条第一項の規定により自由降下式救命艇に備え付けるもの及び第七十八条第三項の規定により極海域航行船に備え付けるもの) を除く。) は、非常の際に救命艇又は救命いかだ (第六十二条第五項の規定により備え付ける救命いかだ) を除く。以下この条において同じ。) のいずれか一隻に運ぶことができるよう適当な場所に積み付けなければならない。ただし、当該船舶に備え付ける救命艇又は救命いかだにそれぞれ一個のレーダー・トランスポンダー又は捜索救助用位置指示送信装置を取り付け、かつ、一個のレーダー・トランスポンダー又は捜索救助用位置指示送信装置を容易に使用することができるよう積み付ける場合にあつては、この限りでない。

2 | レーダー・トランスポンダー及び捜索救助用位置指示送信装置 (第七十八条第三項の規定により極海域航行船に備え付けるものに限る。) は、非常の際に救命艇、救命いかだ及び救助艇に運ぶことができるよう適当な場所に積み付けなければならない。

(船舶航空機間双方向無線電話装置)

第七十九条の二 第一種船には、一個の船舶航空機間双方向無線電話装置を備え付けなければならない。

(探照灯)

第八十条 (略)

(新設)

2 | (略)

(レーダー・トランスポンダー及び捜索救助用位置指示送信装置)

第九十六条 レーダー・トランスポンダー及び捜索救助用位置指示送信装置 (第七十八条第一項の規定により自由降下式救命艇に備え付けるものを除く。) は、非常の際に救命艇又は救命いかだ (第六十二条第五項の規定により備え付ける救命いかだ) を除く。以下この条において同じ。) のいずれか一隻に運ぶことができるよう適当な場所に積み付けなければならない。ただし、当該船舶に備え付ける救命艇又は救命いかだにそれぞれ一個のレーダー・トランスポンダー又は捜索救助用位置指示送信装置を取り付け、かつ、一個のレーダー・トランスポンダー又は捜索救助用位置指示送信装置を容易に使用することができるよう積み付ける場合にあつては、この限りでない。

(新設)

○船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

目次

第一章 総則（第一条—第三十五条）

第二章 消防設備の備付数量及び備付方法

第一節 第一種船及び第二種船（第三十六条—第五十二条の四）

第二節 第三种船及び第四種船（第五十三条—第六十四条の三）

第三節 雜則（第六十五条—第七十四条）

附則

（適用免除）

第四条（略）

2 極海域（船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第二条第六項に規定する極海域をいう。以下同じ。）を航行する船舶であつて公用に供するものについては、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、この省令の規定のうち極海域を航行する船舶に関する規定は、適用しない。

（消火栓）

第三十九条（略）

2 前項の規定により備え付ける消火栓のほか、第一種船等において、特定機関区域内の低い位置に出入口（船舶設備規程第二百二十二条の四第一項第二号の出入口に限る。）が設けられている場合には、当該区域の外側であつて当該出入口のうち一の出入口（軸路からの出入口がある場合には、その出入口）の近くに消火栓を二個備え付けなければならぬ。

3 （略）

目次

第一章 総則（第一条—第三十五条）

第二章 消防設備の備付数量及び備付方法

第一節 第一種船及び第二種船（第三十六条—第五十二条の三）

第二節 第三种船及び第四種船（第五十三条—第六十四条の二）

第三節 雜則（第六十五条—第七十四条）

附則

（適用免除）

第四条（略）

（新設）

（消火栓）

第三十九条（略）

2 前項の規定により備え付ける消火栓のほか、第一種船等において、特定機関区域内の低い位置に出入口（船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第二百二十二条の四第一項第二号の出入口に限る。）が設けられている場合には、当該区域の外側であつて当該出入口のうち一の出入口（軸路からの出入口がある場合には、その出入口）の近くに消火栓を二個備え付けなければならない。

3 （略）

(消火ホース)

第四十条 (略)

2 旅客定員が三十六人を超える第一種船等に備え付ける前項の消火ホースは、常に消火栓に接続しておかなければならぬ。ただし、極海域を航行する船舶であつて管海官庁が消火ホースの配置を考慮して差し支えないと認める場合は、この限りでない。

3 (略)

(極海域を航行する船舶に対する追加措置)

第五十二条の四 極海域を航行する第一種船等に備え付ける消防設備に使用するポンプは、当該ポンプで使用する水その他の消火剤が凍結するおそれがない場所に配置しなければならない。

2 極海域を航行する第一種船等に備え付ける消防員装具及び個人装具は、暖房の設備がある場所に備え付けなければならない。

3 極海域を航行する第一種船等に備え付ける消火器は、当該消火器内の消火剤が凍結するおそれがない場所に配置しなければならない。ただし、当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合は、この限りでない。

4 極海域を航行する第一種船等の暴露部に備え付ける消防設備に使用する材料は、その使用目的及び使用状態に応じ、適正な化学成分及び機械的性質を有するものでなければならぬ。ただし、当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合は、この限りでない。

(極海域を航行する船舶に対する追加措置)

第六十四条の三 第五十二条の四の規定は、極海域を航行する第二種船等について準用する。

(消火ホース)

第四十条 (略)

2 旅客定員が三十六人を超える第一種船等に備え付ける前項の消火ホースは、常に消火栓に接続しておかなければならぬ。

3 (略)

(新設)

○海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案

現 行

(定義)

第一条の二 (略)

14 | 13 (略)

この省令において「極海域航行船」とは、船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第二条第六項に規定する極海域航行船をいう。

(定義)

第一条の二 (略)

14 | 13 (略)

この省令において「条約証書」とは、旅客船安全証書、原子力旅客

船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、免除証書、高速船安全証書、高速船航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書及び国際防汚方法証書をいう。

16 | 18 (略)

(交付)

第二条 管海官庁は、国際航海に従事する船舶（推進機関を有しない船舶及び船舶安全法施行規則第一条第五項の小型兼用船であつて漁ろうをする間にのみ国際航海をするものを除く。）であつて次の各号に掲げるものの所有者に対し、その者の申請によりそれぞれ当該各号に掲げる条約証書を交付するものとする。ただし、次項の免除証書により当該条約証書に係る要件の全部を免除された条約証書については、この限りでない。

14 | 18 (略)

九 極海域航行船 極海域航行船証書（第六号の四様式）

2 管海官庁は、国際航海に従事する船舶（推進機関を有しない船舶、船舶安全法施行規則第一条第五項の小型兼用船であつて漁ろうをする

(交付)

第二条 管海官庁は、国際航海に従事する船舶（推進機関を有しない船舶及び船舶安全法施行規則第一条第五項の小型兼用船であつて漁ろうをする間にのみ国際航海をするものを除く。）であつて次の各号に掲げるものの所有者に対し、その者の申請によりそれぞれ当該各号に掲げる条約証書を交付するものとする。ただし、次項の免除証書により当該条約証書に係る要件の全部を免除された条約証書については、この限りでない。

14 | 18 (略)

(新設)

2 管海官庁は、国際航海に従事する船舶（推進機関を有しない船舶、船舶安全法施行規則第一条第五項の小型兼用船であつて漁ろうをする

間にのみ国際航海をするもの及び前項第八号に掲げる船舶を除く。)であつて次の各号に掲げるものの所有者に対し、それぞれ当該各号に掲げる場合には、その者の申請により免除証書(第六号様式)を交付するものとする。

一 旅客船又は総トン数五百トン以上の貨物船 船舶設備規程、漁船特殊規程(昭和九年／逓信／農林／省令)、船舶区画規程(昭和二十七年運輸省令第九十七号)、船舶機関規則(昭和五十九年運輸省令第二十八号)、危険物船舶運送及び貯蔵規則、船舶救命設備規則、船舶消防設備規則(昭和四十年運輸省令第三十七号)又は船舶防火構造規則(昭和五十五年運輸省令第十一号)の定めるところにより条約証書(国際満載喫水線証書及び国際満載喫水線免除証書)を除く。)に係る要件の一部又は全部を免除されたとき。

二 (略)
3 (7) (略)

(有効期間)

第四条 次の各号に掲げる条約証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。

一 旅客船安全証書及び極海域航行船証書(旅客船(原子力船を除く。)に係るものに限る。) 当該証書の交付の日後最初に行われる中間検査に係る検査基準日(船舶安全法施行規則第十八条第二項の表備考第二号(同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する検査基準日をいう。次項第一号において同じ。)又は船舶検査証書の有効期間が満了する日のいづれか早い日

) 又は船舶検査証書の有効期間が満了する日のいづれか早い日

二 原子力旅客船安全証書及び極海域航行船証書(旅客船(原子力船に限る。)に係るものに限る。) 当該証書の交付の日後最初に行われる中間検査の日(船舶安全法施行規則第十八条第二項の表第二号下欄に掲げる日をいう。)又は船舶検査証書の有効期間が満了する日のいづれか早い日

間にのみ国際航海をするもの及び前項第八号に掲げる船舶を除く。)であつて次の各号に掲げるものの所有者に対し、それぞれ当該各号に掲げる場合には、その者の申請により免除証書(第六号様式)を交付するものとする。

一 旅客船又は総トン数五百トン以上の貨物船 船舶設備規程(昭和九年逓信省令第六号)、漁船特殊規程(昭和九年／逓信／農林／省令)、船舶区画規程(昭和二十七年運輸省令第九十七号)、船舶機関規則(昭和五十九年運輸省令第二十八号)、危険物船舶運送及び貯蔵規則、船舶救命設備規則、船舶消防設備規則(昭和四十年運輸省令第三十七号)又は船舶防火構造規則(昭和五十五年運輸省令第十一号)の定めるところにより条約証書(国際満載喫水線証書及び国際満載喫水線免除証書)を除く。)に係る要件の一部又は全部を免除されたとき。

二 (略)
3 (7) (略)

(有効期間)

第四条 次の各号に掲げる条約証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。

一 旅客船安全証書 当該証書の交付の日後最初に行われる中間検査に係る検査基準日(船舶安全法施行規則第十八条第二項の表備考第二号(同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する検査基準日をいう。次項第一号において同じ。)又は船舶検査証書の有効期間が満了する日のいづれか早い日

二 原子力旅客船安全証書 当該証書の交付の日後最初に行われる中間検査の日(船舶安全法施行規則第十八条第二項の表第二号下欄に掲げる日をいう。)又は船舶検査証書の有効期間が満了する日のいづれか早い日

三 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書
、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化
ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速
船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に
係るもの）を除く。）並びに国際満載喫水線証書 船舶検査証書の有
効期間が満了する日

254 (略)

（有効期間の延長）

第五条 管海官庁又は日本の領事官は、条約証書（原子力旅客船安全証
書、極海域航行船証書（旅客船（原子力船に限る。）に係るものに限
る。）及び国際防汚方法証書を除く。以下この条及び次条（第四項を
除く。）において同じ。）の有効期間が満了する時において外国の港
から本邦の港又は定期検査等若しくは中間検査を受ける予定の外国の
他の港に向け航海中となる船舶（船舶検査証書を受有する船舶に限る
。以下この条において同じ。）についても、申請により、当該条約証
書の有効期間が満了する日の翌日から起算して三月（高速船にあつて
は、一月）を超えない範囲内においてその指定する日まで当該条約証
書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に當
該航海を終了した場合には、当該条約証書の有効期間は、満了したもの
とのとみなす。

254 (略)

第五条の二 (略)

2・3 (略)

4 船級協会は、船舶安全法第八条の船舶に係る第二項の確認を受けた
者の申請により、条約証書（旅客船安全証書及び当該証書に係る
免除証書、原子力旅客船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証
書、極海域航行船証書（旅客船に係るものに限る。）並びに国際防汚
方法証書を除く。）に当該船舶が第一項の規定の適用を受けている旨
用を受けていいる旨を記入するものとする。

三 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書
、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化
ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速
船安全証書及び高速船航行条件証書並びに国際満載喫水線証書 船
舶検査証書の有効期間が満了する日

254 (略)

（有効期間の延長）

第五条 管海官庁又は日本の領事官は、条約証書（原子力旅客船安全証
書及び国際防汚方法証書を除く。以下この条及び次条（第四項を除く
。）において同じ。）の有効期間が満了する時において外国の港から
本邦の港又は定期検査等若しくは中間検査を受ける予定の外国の他の
港に向け航海中となる船舶（船舶検査証書を受有する船舶に限る。以
下この条において同じ。）については、申請により、当該条約証書の
有効期間が満了する日の翌日から起算して三月（高速船にあつては、
一月）を超えない範囲内においてその指定する日まで当該条約証書の
有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に當
該航海を終了した場合には、当該条約証書の有効期間は、満了したもの
とのとみなす。

254 (略)

第五条の二 (略)

2・3 (略)

4 船級協会は、船舶安全法第八条の船舶に係る第一項の確認を受けた
者の申請により、条約証書（旅客船安全証書及び当該証書に係る
免除証書、原子力旅客船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証
書並びに国際防汚方法証書を除く。）に当該船舶が第一項の規定の適
用を受けていいる旨を記入するものとする。

を記入するものとする。

(条約証書の提示等)

第六条 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るもの）を除く。）、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者は、中間検査（国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者については、定期検査、中間検査又は臨時検査）を受けようとする場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書若しくはこれらの証書に係る免除証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るもの）を除く。）、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書を管海官庁に提示しなければならない。

2 管海官庁は、前項の船舶が同項の検査に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るもの）を除く。）、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）し、同項の免除証書とともに船舶所有者に返付するものとする。

3 船級協会は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書とともに船舶所有者に返付するものとする。

(条約証書の提示等)

第六条 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者は、中間検査（国際防汚方法証書を受有する船舶の所有者については、定期検査、中間検査又は臨時検査）を受けようとする場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書若しくはこれらの証書に係る免除証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、国際満載喫水線証書又は国際防汚方法証書を管海官庁に提示しなければならない。

2 管海官庁は、前項の船舶が同項の検査に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）し、同項の免除証書とともに船舶所有者に返付するものとする。

3 船級協会は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書とともに船舶所有者に返付するものとする。

証書又は国際防汚方法証書を受有する船舶安全法第八条の船舶が同条の検査（中間検査に相当する検査（国際防汚方法証書を受有する同条の船舶にあつては、定期検査、中間検査又は臨時検査に相当する検査）に限る。）に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）するものとする。

（証書発給船級協会が交付する条約証書）

第十二条 証書発給船級協会は、国土交通大臣の登録を受けたときは、国際航海に従事する船舶安全法第八条の船舶については貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書及び国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書を、同条の船舶であつて満載喫水線の位置を定めたものについては国際満載喫水線証書を、防汚方法の検査を受けたものについては国際防汚方法証書を交付することができる。

2 前項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書並びに国際満載喫水線証書の有効期間に関しては、第四条第一項第三号及び第四項の規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五一第一項の証書の発給業務規程に有効期間に関する事項が定められている場合には、これによるものとする。

3 第一項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、国際満載喫水線証書並びに国際防汚方法証書に関しては、第一条第一項、第三項、第五項、第六項及び第

法証書を受有する船舶安全法第八条の船舶が同条の検査（中間検査に相当する検査（国際防汚方法証書を受有する同条の船舶にあつては、定期検査、中間検査又は臨時検査に相当する検査）に限る。）に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）するものとする。

（証書発給船級協会が交付する条約証書）

第十二条 証書発給船級協会は、国土交通大臣の登録を受けたときは、国際航海に従事する船舶安全法第八条の船舶については貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書及び国際液化ガスばら積船適合証書を、同条の船舶であつて満載喫水線の位置を定めたものについては国際満載喫水線証書を、防汚方法の検査を受けたものについては国際防汚方法証書を交付することができる。

2 前項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書及び国際液化ガスばら積船適合証書並びに国際満載喫水線証書の有効期間に関しては、第四条第一項第三号及び第四項の規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五一第一項の証書の発給業務規程に有効期間に関する事項が定められている場合には、これによるものとする。

3 第一項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書及び国際液化ガスばら積船適合証書、国際満載喫水線証書並びに国際防汚方法証書に関しては、第一条第一項、第三項、第五項、第六項及び第

五項、第六項及び第七項、第三条、第七条第一項、第八条並びに第九条の規定中「管海官庁」とあるのは「証書発給船級協会」と読み替えるものとする。

4

前項において読み替えて準用する第二条第一項に規定する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、同条第三項に規定する国際防汚方法証書並びに第三条に規定する条約証書交付等申請書は、これらの規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第一十五条の五十一条第一項の証書の発給業務規程の貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書及び国際液化ガスばら積船適合証書、国際満載喫水線証書、国際防汚方法証書並びに条約証書交付等申請書の様式に関する事項によるものとする。

七項、第三条、第七条第一項、第八条並びに第九条の規定中「管海官庁」とあるのは「証書発給船級協会」と読み替えるものとする。

4

前項において読み替えて準用する第二条第一項に規定する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書及び国際液化ガスばら積船適合証書、同条第三項に規定する国際満載喫水線証書、同条第五項及び第六項に規定する国際防汚方法証書並びに第三条に規定する条約証書交付等申請書は、これらの規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一条第一項の証書の発給業務規程の貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書及び国際液化ガスばら積船適合証書、国際満載喫水線証書、国際防汚方法証書並びに条約証書交付等申請書の様式に関する事項によるものとする。

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		（ビルジ等排出防止設備） (略)	（ビルジ等排出防止設備） (略)
第四条			
2	前項の規定にかかわらず、総トン数四百トン以上一万トン未満の船舶であつて専ら政令別表第一の五に掲げる海域（南極海域及び北極海域を除く。）を航行するものには、前項に規定する装置のほかビルジ用濃度監視装置を設置しなければならない。	2 前項の規定にかかわらず、総トン数四百トン以上一万トン未満の船舶であつて専ら政令別表第一の五に掲げる海域（南極海域を除く。）を航行するものには、前項に規定する装置のほかビルジ用濃度監視装置を設置しなければならない。	2 前項の規定にかかわらず、総トン数四百トン以上一万トン未満の船舶であつて専ら政令別表第一の五に掲げる海域（南極海域を除く。）を航行するものには、前項に規定する装置のほかビルジ用濃度監視装置を設置しなければならない。
3	（略）	3 (略)	3 (略)
		（スラッジ貯蔵装置及びその配置の基準）	（スラッジ貯蔵装置）
第六条	(略)	第六条 (略)	第六条 (略)
2	(略)	2 (新設) (略)	2 (新設) (略)
3	第一項第一号のスラッジタンクの総容量が三十立方メートルを超えるものを有する船舶であつて政令別表第一の五に掲げる南極海域又は北極海域（以下「極海域」という。）を航行するもの（極海域のうち厚さ〇・三メートル以上の海水がある海域を航行するよう設計されたものに限る。）については、スラッジタンクを外板から直角に測った距離がいずれの箇所においても〇・七六メートル以上離れた場所に配置しなければならない。	3 (略)	3 (略)
4	(略)	4 (略)	4 (略)
		（ビルジ貯蔵装置及びその配置の基準）	（ビルジ貯蔵装置）
第八条	(略)	第八条 (略)	第八条 (略)
2	(新設)	2 (新設)	2 (新設)
3	第一項第一号のビルジタンクの総容量が三十立方メートルを超える	3 (略)	3 (略)
2	(略)	2 (略)	2 (略)
1		1	1

ものを有する船舶であつて極海域を航行するもの（極海域のうち厚さ〇・三メートル以上の海水がある海域を航行するよう設計されたものに限る。）については、ビルジタンクを外板から直角に測った距離がいざれの箇所においても〇・七六メートル以上離れた場所に配置しなければならない。

4|
（略）

（貨物艤の構造及び配置の基準）

第十七条 法第五条の二の国土交通省令で定める貨物艤の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 載貨重量トン数五千トン以上のタンカー（次条及び第十九条において「タンカー」という。）の全ての貨物艤の大きさ及びこれらの配置は、次の表の上欄に掲げる貨物油量（貨物艤等（貨物艤及びロッピタンク並びにこれらの区域にある燃料油タンクをいう。以下同じ。）のそれぞれの容積の九十八パーセントの量を合計したもの）をいう。以下この号において同じ。）の区分に応じ、次条の規定により算定した仮想流出量 ΣQ がそれぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した限界流出量を超えないものであること。ただし、載貨重量トン数五千トン以上のばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するタンカー（以下この号において「兼用タンカー」という。）であつて、貨物油量が二十万立方メートル未満であるものについては、当該兼用タンカーの構造等を考慮して地方運輸局長が差し支えないと認める場合は、地方運輸局長の適当と認める基準によることができる。

（略）

二～四 （略）

五 載貨重量トン数六百トン以上五千トン未満のタンカー（極海域を航行するもの（極海域のうち厚さ〇・三メートル以上の海水がある海域を航行するよう設計されたものに限る。）については、六百トン未満のものを含む。）であつて次号に規定する重質油タンカー

3|
（略）

（貨物艤の構造及び配置の基準）

第十七条 法第五条の二の国土交通省令で定める貨物艤の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 載貨重量トン数五千トン以上のタンカー（次条及び第十九条において「タンカー」という。）のすべての貨物艤の大きさ及びこれらの配置は、次の表の上欄に掲げる貨物油量（貨物艤等（貨物艤及びロッピタンク並びにこれらの区域にある燃料油タンクをいう。以下同じ。）のそれぞれの容積の九十八パーセントの量を合計したもの）をいう。以下この号において同じ。）の区分に応じ、次条の規定により算定した仮想流出量 ΣQ がそれぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した限界流出量を超えないものであること。ただし、載貨重量トン数五千トン以上のばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するタンカー（以下この号において「兼用タンカー」という。）であつて、貨物油量が二十万立方メートル未満であるものについては、当該兼用タンカーの構造等を考慮して地方運輸局長が差し支えないと認める場合は、地方運輸局長の適当と認める基準によることができる。

（略）

二～四 （略）

五 載貨重量トン数六百トン以上五千トン未満のタンカー（極海域を航行するもの（極海域のうち厚さ〇・三メートル以上の海水がある海域を航行するよう設計されたものに限る。）については、六百トン未満のものを含む。）であつて次号に規定する重質油タンカー

以外のものの貨物艙は、次に掲げる基準に適合する位置に設けること。

イ 船側外板から直角に測つた距離がいずれの箇所においても次の算式により算定した値又は〇・七六メートルのうちいずれか大きいもの以上であること。ただし、全ての貨物艙の容積がそれぞれ七百立方メートルを超えないものであつて極海域を航行するもの以外のものについては、この限りでない。

六
口・ハ
十二
(略)

イ 船側外板から直角に測つた距離がいずれの箇所においても次の算式により算定した値又は〇・七六メートルのうちいずれか大きいもの以上であること。ただし、すべての貨物艙の容積がそれぞれ七百立方メートルを超えないものについては、この限りでない。

六
口・ハ
十二
(略)

○海上船舶等及び海上災難の防止に関する法律の規定に據て、船舶の設備等の検査等に關する規定（昭和五十八年運輸省令第十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 出 版	規 行
第十二号様式（第二十六条関係）	第十二号様式（第二十六条関係）
<p>国際油汚染防止証書（IOPP証書）の追補 Supplement to The International Oil Pollution Prevention Certificate (IOPP Certificate)</p> <p>油タンカー以外の船舶の構造及び設備に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR SHIPS OTHER THAN OIL TANKERS (略)</p> <p>8 極海コードII-A部第1章の適合 <u>Compliance with part II-A-chapter 1 of the Polar Code</u></p> <p>8.1 この船舶は、極海コードの序章及びII-A部第1章1.2の環境に係る規定の追加要件に適合している。 <u>The ship is in compliance with additional requirements in the environment-related provisions of the introduction and section 1.2 of chapter 1 of part II-A of the Polar Code.</u></p>	<p>国際油汚染防止証書（IOPP証書）の追補 Supplement to The International Oil Pollution Prevention Certificate (IOPP Certificate)</p> <p>油タンカー以外の船舶の構造及び設備に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR SHIPS OTHER THAN OIL TANKERS (略)</p> <p>（新設）</p>

国際油汚染防止証書 (IOPP証書) の追補

Supplement to The International Oil Pollution Prevention

Certificate
(IOPP Certificate)

国際油汚染防止証書 (IOPP証書) の追補

Supplement to The International Oil Pollution Prevention

Certificate
(IOPP Certificate)

油タンカーの構造及び設備に関する記録

RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR OIL TANKERS

(略)

5.7.6 この船舶は、第3規則6の規定により第28規則6の要件を免除されている。復原性は次の方法によって検証される。

The requirements of regulation 28.6 are waived in respect of the ship in accordance with regulation 3.6. Stability is verified by the following means:

ans:
□

(略)

5.7.6 この船舶は、第3規則6の規定により第28規則6の要件を免除されている。復原性は次の方法によって検証される。

The requirements of regulation 28.6 are waived in respect of the ship in accordance with regulation 3.6. Stability is verified by the following means:

(略)

11 極海コードII-A部第1章の適合

Compliance with part II-A-chapter 1 of the Polar Code

(略)
(新設)

11.1 ～の船舶は、極海コードの序章及びII-A部第1章1.2の環境に係る規定の追加要件に適合している。

The ship is in compliance with additional requirements in the environment-related provisions of the introduction and section 1.2 of chapter 1 of part II-A of the

e Polar Code.



○船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（こし網等）

第六十一条（略）

2 寒冷地に停泊することがある船舶又は極海域航行船（船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）第二条第六項に規定する極海域航行船をいう。）であつて海水がある海域を航行する船舶の海水吸入口は、着氷等により海水の吸入に支障を生じないものでなければならぬ。

（燃料油タンクの保護）

第六十九条の二 燃料油タンクの総容量が六百立方メートル以上（極海域（船舶設備規程第二条第六項に規定する極海域をいう。以下この条において同じ。）を航行する船舶（極海域のうち厚さ〇・三メートル以上の海水がある海域を航行するように設計されたものに限る。）にあつては、三十立方メートル以上）の船舶の燃料油タンクは、衝突、乗揚げその他の事由により船舶に損傷が発生した場合において、大量の燃料油が排出されることを防止するための措置が講じられたものでなければならない。

（燃料油タンクの保護）

第六十九条の二 燃料油タンクの総容量が六百立方メートル以上の船舶の燃料油タンクは、衝突、乗揚げその他の事由により船舶に損傷が発生した場合において、大量の燃料油が排出されることを防止するための措置が講じられたものでなければならない。

（こし網等）

第六十一条（略）

2 寒冷地に停泊することがある船舶の海水吸入口は、着氷等により海水の吸入に支障を生じないものでなければならない。

（燃料油タンクの保護）

第六十九条の二 燃料油タンクの総容量が六百立方メートル以上の船舶の燃料油タンクは、衝突、乗揚げその他の事由により船舶に損傷が発生した場合において、大量の燃料油が排出されることを防止するための措置が講じられたものでなければならない。

（機関区域無人化船）

第六十九条（略）

2 寒冷地に停泊することがある船舶の海水吸入口は、着氷等により海水の吸入に支障を生じないものでなければならない。

（機関区域無人化船）

第六十九条（略）

2 寒冷地に停泊することがある船舶の海水吸入口は、着氷等により海水の吸入に支障を生じないものでなければならない。

（機関区域無人化船）

第九十六条（略）

一（略）

イ（略）

（略）

ホ 一定時間内に警報が確認されない場合において、船舶設備規程

第一百四十六条の四十一に規定する機関部の船舶職員を呼び出すための装置を自動的に作動させることができるものであること。

（機関区域無人化船）

第九十六条（略）

一（略）

イ（略）

（略）

ホ 一定時間内に警報が確認されない場合において、船舶設備規程

（昭和九年通信省令第六号）第一百四十六条の四十一に規定する機関部の船舶職員を呼び出すための装置を自動的に作動させること

五
六
(略)

ができるものである」と。
五
六
(略)

